がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

－危険ながけ付近にお住まいの方の移転にかかる補助制度－

1　制度の概要

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅等の除却に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得等に要する経費に対して補助金を交付する制度です。

2　危険住宅とは

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等の危険が著しい以下の区域内にある住宅です。

①　鳥取県建築基準法施行条例（以下「県条例」）に基づき指定した災害危険区域
②　県条例で建築を制限しているがけ付近の区域（通称「がけ条例」の区域）
③　土砂災害特別警戒区域

3　補助金は

（１）除却等費

危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用を補助します。

①　一戸あたり補助限度額　　８０２千円

（２）建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の購入も含みます。）のため、金融機関等から融資を受けた場合、借入金の利子相当額を国、県、市町村が補助します。（利率は 8.5%を限度とします。）

①　一般地域の場合

一戸あたり補助限度額　４,１５０千円
ただし、建物の限度額　３,１９０千円
　　土地の限度額　　９６０千円

②特殊土壌地帯指定区域、又は、保全人家10　戸未満の急傾斜地崩壊危険区域

一戸あたり補助限度額　７,２２７千円
ただし、建物の限度額　４,５７０千円
　　土地の限度額　２,０６０千円
　　造成の限度額　　５９７千円

鳥取県の特殊土壌地帯指定区域

鳥取市の一部（旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村の区域）、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山村の区域、伯耆町のうち旧溝口町の区域）、日野郡

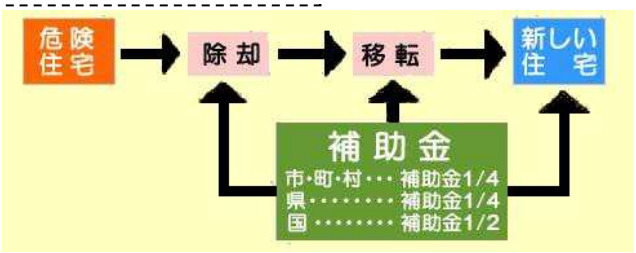

4　申請先は

申請は各市町村の窓口で行っていただきますが、補助の対象となるかどうか、あらかじめお住まいの市役所、町村役場にご相談ください。

【問い合わせ先】　鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
鳥取市東町一丁目２２０　（電話）０８５７-２６-７３９１
（ﾌｧｸｼﾐﾘ）０８５７-２６-８１１３